

第三者評価結果

事業所名：第二尚花愛児園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>園では全体的な計画は、児童憲章や児童の権利に関する条約などの趣旨をとらえて作成し、保育所保育指針で求められている子どもの発達に応じた年齢ごとの保育内容を詳細に設定しています。保育を実践する際に理解しておきたい内容として、主任、リーダーが中心となって職員の声をくみ入れ、園の大切にする保育の理念、方針、目標を踏まえて作成しています。子どもの年齢や発達に応じて発達過程、養護、教育、食育、地域支援、地域交流について細かな項目でまとめられています。年度末に職員会議で保育や行事を振り返り、評価をして、さらなる保育の向上に向けて生かしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>各保育室は採光が良く、温湿度計や空気清浄機を備え、エアコンを使用して、適切な湿度管理がされています。SIDSチェック表に湿度を記入し、常に適切な湿度になるように配慮しています。園舎や園内はマニュアルに沿って掃除や消毒が行われ、カーテンの洗濯、フィルター交換、シーツの交換を定期的に行い清潔が保たれています。一人ひとりの子どもの発達に合わせて環境設定をしています。可動式間仕切りを使用し子どもの興味や年齢に応じたおもちゃや絵本が自分で自由に取り出せるように配置しています。午睡、食事は適切な環境になるように配慮しています。子どもが、一人で落ち着きたいときは、カーペットや、マットなどを置き、子どもが自分のスペースで自由にくつろげるように工夫されています。おもちゃ、トイレの清掃、消毒などは掃除・安全管理チェック表で漏れないように管理しています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>子どもの心身の成長や課題については入園時の家庭との面談や個人面接表、児童票を活用し、生育歴や発達状況を把握し尊重しています。さらに園で行う保育士の「保育内容等の自己評価のためのチェックリスト」、全職員配付の「職員の心得」にも言葉の項目や子どもの基本的人権についての項目があります。保育士は子どもの気持ちに寄り添い、相手の顔を見てスキンシップを図り、安心して自分の気持ちを表現することができるように努めています。常に穏やかに話をして、表現することが難しい子どもには、保育士が気持ちをくみ取って代弁し、理解しようと努め、子どもとの信頼関係が育つように努めています。言葉づかいなどの問題については園全体で、同じ方向を向いて指導できるように園内研修などを通じ周知しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>年齢ではなく子ども一人ひとりの発達に応じて、着替えやトイレなど、生活面のねらいを各クラスの週案や月案、個別指導計画などで設定しています。保育士は、個々の状況を共有し、子どもが自らやろうとする気持ちを尊重しています。また、子どもが日々の生活の中で楽しく生活習慣を身につけられる工夫として、手洗い・うがい・歯みがきなどは見本を見ながら行えるよう、手洗い場にポスターを貼り、手洗い・うがい・歯みがきの方法やその理由なども知らせています。手洗いは保育士といっしょに実際に手を洗いながら視覚的、実践的に手洗いの大切さを伝えています。子どもたちが自然と生活習慣を身につけられる環境づくりに配慮して、子どもたちは、日々の生活の中での経験を積み重ねています。手洗い場やトイレにポスターを掲示したり、歌をうたいながら手洗いを覚えられるようにしたり、紙芝居や人形を用いたりして、子どもが楽しみながら基本的な生活習慣を身につけられるよう工夫しています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>各保育室には、年齢に応じたさまざまなおもちゃや絵本が、子どもの手の届くところに準備されており、保育士が子どもたちのリクエストで何種類か選んだり、子どもたち自身で好きなおもちゃを選んでじっくり遊び込めるようになっています。園では、朝夕の合同保育を実施し、年齢の大きい子どもと小さい子どもが違いを認め合いながら遊んでいます。展示会の題材をみんなで話し合いながら決めたり、大型テレビをみんなで力を合わせて作ったり、子どもたちの主体性を大切にしています。園庭が広いため、戸外活動を積極的に取り入れて、クライミングや鬼ごっこなどで全身を使って遊べるようにしています。また、園では自然と身近に触れ合える環境があり、子どもたちには野菜を育て収穫し、探索活動が十分できるようにしています。保育士は、散歩や公園で出会う地域の人と積極的に挨拶や会話を交わし、子どもたちも自然と挨拶ができるよう配慮しています。消防点検では近隣の消防署の方が来てくれたり多くの方との触れ合いがあります。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 保護者との送迎時の会話や育児日誌(連絡帳)を通して、家庭での様子や体調を保護者と共有し、一人ひとりの健康状態や家庭で過ごす時間も含めた1日を見通した保育を意識し、安定して過ごせるよう努めています。一人ひとりの睡眠や授乳、食事時間に配慮しています。子どもの欲求や要求に応答的なかわりを行い、子どもが安心感や心地よさを感じられるようかかわっています。発達に応じて室内環境を見直しおもちゃや絵本は自分たちで取り出しやすく、安全に配慮しつつ自由に遊べる環境になっています。全体の計画や各指導計画に保育士との愛着関係について記載があり園では大切にしています。スキンシップをとりながら、喜怒哀楽の感情を子どもの表情や喃語、しぐさなどから読み取り、思いを代弁し、欲求や気持ちを受け止めて安心して過ごせるようにしています。職員間で情報共有を行い、育児日誌(連絡帳)で保護者との連携を密にしています。離乳食やミルクの状況などは、子どもの様子を踏まえ保護者と確認し合いながら進めています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園では、個々の発達や状況に応じて、子どもが自分で考え行動する気持ちを大切に保育にあたることを心がけており、自然豊かな園庭での探索活動が、行動範囲を広げ十分行えるような環境づくりをしています。また、自由時間では、パズルやブロックなどのおもちゃや空き容器、毛糸などの素材を準備して、遊びが自由に展開できるよう援助しています。友だちとのかかわりが増えてくる中で、おもちゃなどの貸し借りができるよう保育士が声かけしたり、子どもの気持ちを代弁したりしています。朝夕の合同保育の際には異年齢で過ごしていて、年齢の大きい子どものまねをしてごっこ遊びをしたり、おもちゃの使い方を教えてもらったりしています。地域の方との連携ができており地域のお寺の方や消防署の方などのかかわりもあります。保護者とは、日々の送迎時や育児日誌(連絡帳)で子どもの様子を共有し、トイレトレーニングや箸の導入についても、保護者と話し合いながら進めています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 3歳児は、まず一人ひとりの安定を優先した保育を心がけています。当番活動も始まります。園庭で見つけたアゲハちょうの幼虫を観察したり、職員は、個々の興味や関心を把握し、活動が発展していくようにかかわり、集団活動の中で保育士を介しながら、遊びが広がるようにしています。4歳児については、展示会の製作や運動会の準備をクラスで取り組み、一人ひとりの良さを認め合い集団の中で自分の力を発揮できるようにしています。5歳児については、子どもたちが行事などについて意見を出し合いながら決めています。梅干しづくりや梅ジュースづくりなど調理保育も、本格的なものになっていきます。鼓隊の発表や運動会等、行事に向けた取り組みの中では、友だちの良さに目を向け認め合い、一人ひとりが力を発揮できるようにしています。ホールでの毎日の活動時の写真掲示、クラス便りや園便りの配付、懇談会などで、保護者に子どもの育ちや取り組んできた活動をより知ってもらえるようにしています。園児の就学先には、幼保小連絡会や就学前の情報共有の際伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園内はバリアフリー構造でエレベーターと多目的トイレ、点字ブロックが設置されています。子どもの特性に合わせて個別指導計画を作成しています。集団生活に入れないうちは、その子どもだけの個別スペースを設けています。クラスの活動から大きく外れることがないように配慮し、クラスの仲間が集団に呼び入れるように促すなどの声かけをしています。子どもが安心できる環境を用意し、園で快適に過ごせるように努めています。保護者とは連携を密に取り、その子どもの関係する横浜市総合リハビリテーションセンターなどの専門機関での取り組みを参考にして保育に取り入れています。そして、園全体で子どもと、その保護者の気持ちに配慮した対応ができるように心がけています。保育士は専門的な障がいに関する研修を通じて多くの知識を得ています。保護者からの相談内容で専門機関に支援をつなげたり、パンフレットを渡すなど適切な情報を伝えるための体制があります。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園では、子ども一人ひとりの在園時間を考慮しながら、一日の生活を見通して長時間にわたる保育について子ども主体の計画性を持って取り組んでいます。子どもの状況に応じてコーナーづくりをし、クッション性のあるマットを利用しゆったりと過ごせる環境設定をしています。また、職員が一对一で対応したり、スキンシップを多くとったりして、家庭的な雰囲気の中でのんびり過ごせるよう配慮しています。朝夕の延長保育の時間帯では、異年齢で過ごし、安全性に十分配慮したおもちゃを自由に取れるようにしたり、職員が絵本の読み聞かせをしたり、子どもがさみしさを感じないようにしています。17時すぎには、間食を提供しており、お迎え時間が急に遅くなる場合にも、おやつを提供できるようにしています。子どもの様子については、連絡帳、写真掲示などや、申し送りノートに記載し、口頭でも伝え合ってお迎え時に保護者に伝え漏れがないようにしています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>5歳児クラスでは、小学校の接続期の計画、スタートアップの計画を「アクティブラーニング 主体的対話的で深い学び」を使用し作成しており、就学に向けた活動内容を設定して保育にあたっています。小学校入学に向け机の配置を学校と同じようにしたり、他園の5歳児とのドッジボール交流を行うなど子どもたちが卒園と入学を意識しながら、生活を送れるようにしています。保護者に対しては、就学に向け小学校との交流で得た情報を提供したり個別面談、保護者懇談会を実施するなどしています。懇談会では先輩の保護者の話を聞いたりして保護者の安心につなげています。年長担当の保育士は、幼保小の接続期研修などで、他園の職員や小学校の教員と連携を図っており、就学先の教員とは、面談や電話などで情報交換を行っています。保育所児童保育要録は、担任保育士が作成し、統括主任、園長が最終確認を行って就学先の小学校に提出しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(3)-① 【A12】 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>園では法人統一のマニュアル「業務マニュアル 乳児・幼児」「保健マニュアル」に沿って子ども一人ひとりの健康状態を把握しています。体調の悪化やけが、事故に関しては申し送りノートに記載し、事故は事故報告に記録し保護者に伝達をしています。「保健年間計画・指導計画」があります。子どもの既往症や予防接種の状況などは入園時面談や保護者との連絡帳で把握し、年度ごとに保護者に書類を渡し更新しています。第二尚花愛児園のしおり（重要事項説明書）に園の保健に関する取り組みを記載し入園時に説明しています。また保健便りを月1回発行し健康に関する保護者への啓発活動をしています。SIDS（乳幼児突然死症候群）について保護者に入園説明会で情報を提供したりSIDS（乳幼児突然死症候群）に関するポスターを掲示板に貼りだしたり、注意喚起を行っています。職員に対しては職員会議などでSIDSに関する研修を行い周知しています。SIDSチェック表でタイマーを使用し呼吸や顔色などを確認し記録しています。</p>	
<p>A-1-(3)-② 【A13】 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>園では、内科健診と歯科健診を年2回行い、身体測定を毎月実施しています。健康診断の結果は児童票と、歯科健診は歯科健診ファイルに記載し、必要な情報を職員間で共有し子どもとのかかわりや保護者支援につなげています。子どもの健康診断の結果について気になることがある時には、全職員に周知しています。内科健診及び歯科健診の時には、事前に保護者より園医への質問を受け付け、医師より回答をもらっています。こうすることで健診の大切さや子どもの健康への関心を高めてもらう意図もあります。健康診断時に子どもの成長発達について気があることがある場合は、職員全体で周知し対応を検討しています。子ども向けにわかりやすく食事の大切さや栄養の話をするとともに、虫歯予防の大切さの話をしています。看護師が法人の3園統一の保健便りを発行し、健康診断のお知らせや、感染症、健康に関する情報も保護者に知ってもらえるように努めています。</p>	
<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>横浜市が策定する「保育園における食物アレルギー対応マニュアル」にのっとり、法人が作成している「食物アレルギー対応マニュアル」を基に、適切に対応しています。アレルギー疾患がある場合には、かかりつけ医による生活管理指導票に基づいて、子どもの状況に応じた適切な対応を実施し、毎月、アレルギー対応専用の献立表を作成して保護者に除去食などを確認してもらっています。食事の提供については、除去ボードに沿ってトレイや食器の色は黄色に統一して、調理担当者と保育士が声出し確認を行いながら、ダブルチェックを徹底し、事故防止に努めています。アレルギー除去の対象の子どもは赤いゼッケンのようなピブスを付けています。慢性疾患などの場合にも、主治医の意見書などを提出してもらい、適切に対応しています。職員は職員会議でアレルギー疾患のある子どもへの対応方法について学び合っています。理解できる年齢の子どもには、除去についても共有しています。保護者にはアレルギー疾患や慢性疾患のある子どもへの対応について、入園のしおりに記載して入園時に説明しています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(4)-① 【A15】 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>「第二尚花愛児園 食育計画」には、クッキングや野菜の栽培のほか、食事マナーなど、多様な食育活動を取り入れ保育の全体的な計画に位置付け、子どもたちが食に関する知識や関心を深められるようにしています。子どもの食べる量を調整しており、子どもが完食できた喜びを味わえるようにしています。また、苦手な食材も少しずつ食べ進められるよう声かけを行いながら見守っています。食器は温かみのある高強度陶磁器を使用し、食具は年齢や発達に応じて大きさや重さを調整しています。子どもたちは野菜の栽培、夏野菜のきゅうり、トマトなどにチャレンジしています。年齢に応じて、とうもろこしやそらまめの皮むきなどの食育を行っています。5歳児は日本の伝統食品づくり（梅干しづくりやしそジュース）をしています。毎月献立表と給食便りを発行し栄養の話や食材の話が記載されています。野菜栽培やクッキングの様子は写真掲示で保護者に知らせています。</p>	

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもたちが給食をおいしく食べられるように、園ではさまざまな取り組みをしています。献立については法人の栄養士が作成した献立を、保育士と栄養士が参加する給食会議で検討したうえで決定しています。残食があるときは、残食の量を把握しておき、給食会議では残食が多かった献立について、例えば野菜を細かく切ったり、味付けを変えたりするなどの改善案を話し合い、苦手なメニューを減らすために工夫しています。また、メニューは野菜や旬の食材を使用して季節感を感じられるように配慮しています。昆布や鰹節、煮干しで出し汁を取り年齢に応じた味付けをしています。また日本の伝統的な行事食（ひな祭り、七草粥、七五三、お餅つき、十五夜など）も大切にしています。調理担当者はコロナの感染状況について注意しながら、子どもたちの喫食状況を把握しています。衛生面では、「衛生管理マニュアル」を作成し、清掃、消毒、換気などとの一体的な衛生管理に努めています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>0~2歳児クラスでは、個別の連絡帳を用いて、日々の子どもの様子を保護者に伝えており、また、保護者懇談会や園便り、クラス便りを通じて、保育内容や保育目標について保護者にわかりやすく伝えていきます。3~5歳児クラスでは、日々の活動の様子はクラスごとのボードのコメントと写真でお知らせしています。保育参観や保育参加では、製作やゲームなどを子どもたちと一っしょに楽しみながら、園での生活を知ってもらう良い機会となっています。新型コロナウイルス感染予防のため、保護者の行事参加などに制限がある状況ですが、今年度は運動会や第二にこにこ祭り、展示会などの行事で子どもの成長の様子を保護者と共有しています。保護者との情報共有については保育支援アプリの個人発達経過記録などで記録に残しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園では挨拶を重視し保護者との日々のコミュニケーションに努めています。日ごろから相談しやすい雰囲気づくりをして送迎の際の情報共有をしっかりと行うことで信頼関係を築けるよう取り組んでいます。個別に相談を受け付ける際は、必要に応じて部屋を用意し、保護者の都合に合わせて日時を設定して対応しており、内容によっては、園長や統括主任、主任、看護師、栄養士が同席することもあります。送迎時や保育日誌（連絡帳）を通じて、保護者の悩み事や困っていることなどを把握し、声かけを行ったり、保護者の思いを傾聴したりするなどしています。受け付けた相談内容は、保育支援アプリの個人発達経過記録に記録し、継続的に支援を実施できるようにしています。保育士は、保護者対応や相談援助に関する研修に参加して学んでいるほか、相談を受け付けた職員に園長や統括主任がアドバイスを行うなど、保護者に対する適切な対応を行えるように体制が整備されています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は、朝の受け入れ時の身体目視や着替えやオムツ交換時の身体観察、保護者との関係性、保育中の子どもの心身の状態や言動などを注意深く観察して虐待の早期発見に努めています。さらに、保護者とのやり取りを通じて家庭での様子の把握に努め、虐待など、子どもの人権侵害の兆候を見逃さないようにしています。あざや傷などを発見した場合、子どもの言動などから気になることがある場合は、連絡ノートで職員間で情報共有をしています。継続性や緊急性がある場合は園長、統括主任に速やかに相談し、港北区子ども家庭支援課や横浜市北部児童相談所などの関係機関と対応する体制があります。気になる保護者には声をかけ見守っています。法人統一の「子ども虐待対応マニュアル」に、虐待の定義や早期発見のポイント、通報先などを明記し適切な対応を行えるようにしています。全職員を対象に人権擁護（虐待）の園内研修を実施しています。また、職員会議や園内研修で、マニュアルの内容を確認し勉強しています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めています。年間指導計画や月間指導計画、個別の指導計画の振り返りについては、日々の保育日誌などを基にクラス内の話し合いなども含めて自己評価を行っています。また職員は、園独自の「職員年度目標実施報告」、法人統一の「保育内容等の自己評価のためのチェックリスト」を使い振り返りを実施しています。職員会議で内容を共有し話し合いをしています。保育士の自己評価は年2回定期的に行っています。自己評価結果をまとめ、園の課題を明確化し、課題事項は園内研修につなげています。自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの育ち、意欲や取り組む過程に配慮しています。職員一人ひとりが、課題を明確にして、園の目ざす保育の実現に向けて取り組み、園としての自己評価につなげています。</p>	